

飯能市エコツーリズム推進全体構想改訂の概要

1 改訂の目的

- ・ 飯能市では、地域の個性と魅力の源である自然を保全し、人と自然に育まれてきた文化を継承しながら、これらを有効に活用することにより、多くの人に心の豊かさや感動を与える場と出会いを提供するとともに、これを地域の活力につなげていくことを目的としたエコツーリズムに取り組んでいる。
- ・ 地域住民、事業者、NPO法人等との役割分担の下、飯能市におけるエコツーリズムを適切かつ効果的に推進していくため、その基本的枠組みを定めた「飯能市エコツーリズム推進全体構想」を平成 21（2009）年に作成し、エコツーリズム推進法（平成 19 年法律第 105 号）に基づく認定を受け、平成 26（2014）年に第 2 版へ改訂し再認定を受けた。
- ・ 認定全体構想第 2 版の作成から 6 年を迎え、飯能市域におけるエコツーリズムの取り組みの進展や、地域・資源の変化、社会状況の変化などに伴う新たな課題も生じている。
- ・ それらの変化に対応し、飯能市エコツーリズムによって目指す地域の姿「自然・文化・人のつながりによって発展する活力ある地域」を着実に実現していくため、認定全体構想を見直し、一部を修正するもの。

2 主な見直しの視点

① これまでの取り組みの進展や新たな目標を設定

- ・ 現状と課題を再整理し、これまでの地域住民を主体とした推進に加え、民間事業者と連携して推進する内容を盛り込み、地域振興の拡充と地域の稼ぐ力を醸成し、観光振興を図る方向性を示した。また、エコツーリズムの基本理念に基づき、これまでの基本方針である「環境保全」「観光振興」「地域振興」の 3 つに、新たに「環境教育」を加え、環境への意識を高めることを基本方針と目標に位置付け、目標指標などを示した。

② SDGs への考え方を導入

- ・ エコツーリズムへの取り組み意義とその価値を再認識してもらい、関係者のモチベーションの向上、地域活力の向上、地域の一体感を創出するため、エコツアーを企画・実施する際の要点をまとめた「10の推進ポイント」に、SDGs の取り組みへの貢献をアイコンで示した。

③ 資源の活用状況を反映

- ・ これまでの活用状況を確認し、飯能市エコツアーリズムの取り組みにおいて、新たに活用が開始された資源や活用ができなくなった自然観光資源や、その他観光資源を修正した。

④ モニタリングの対象と方法の変更

- ・ 5つ項目に分かれていたモニタリングの対象資源を「動植物」と「その他の自然観光資源」の2つに変更した。第3版では、動物の生息地の状況、森林環境、河川環境のモニタリングの報告内容が専門的で実施が難しいことから削除し、地域住民でも実施可能な簡易的な実施方法に変更した。

⑤ コーディネーターのあるべき姿を表現

- ・ 飯能市のエコツアーリズムを発展させながら継続していくためには、マーケティングや商品開発等を担う様々なコーディネーターの存在が必要であり、その育成と設置を検討していく方向性を示した。

⑥ 主な法令及び計画を追加

- ・ 「自然観光資源の保護及び育成」に係る自然観光資源に関係する主な法令及び計画、「その他飯能市エコツアーリズムの推進に必要な事項」に係る他の法令や計画との関係及び整合において、主な法令及び計画を追加、修正した。

○ 追加した他の法令や計画との関係及び整合での法令及び計画
(法令)

- ・ 食品衛生法
- ・ 住宅宿泊事業法

⑦ その他現況に合わせた表現、分かりやすい表現への変更

- ・ 文言の整理や変更・追加したほか、分かりやすい表現に一部修正した。